

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会  
精度管理小委員会運規程

(目的)

第1条

患者への安全かつ効果的な輸血療法を過誤なく実施するため、輸血検査における精度管理・精度保証を目的として、輸血検査精度管理調査を行うために設置する。

(構成)

第2条

1. 委員長1名、必要に応じて副委員長をおく。
2. 委員は、委員長が選任する。
3. 委員は、輸血医療業務に10年以上携わっている者、且つ当学会が認定する資格を保有している者とする。

(任期)

第3条

1. 委員の任期は2年とする。
2. 委員の再任は妨げない。但し、最長5期(10年)までとする。

(業務)

第4条

1. 年1回輸血検査精度管理調査を実施する。
2. 調査報告をホームページおよび報告会で報告する。

(招集及び開催)

第5条

1. 委員会は、委員長の召集のもとに開催される。
2. 委員会は、原則として学術総会前後の日程で定期開催する。
3. 前項にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、随時委員会を開催することができる。

(議事録)

第6条

1. 委員会終了後2週間以内に議事録を作成し事務局に提出する。

(附則)

本委員会運営規程は令和8年6月1日から施行する。